

農村地域産業導入促進制度の概要

1. 関係法令

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和 46 年法律第 112 号）

2. 農村地域産業導入促進制度のしくみ

① 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（農村産業法）の目的

高度経済成長期に大都市圏の過密及び集中が顕著となり、工場の地方分散や農村地域の雇用機会の創出、また、農業経営規模の拡大等の農業構造の改善を推進するため、昭和 46 年に農村地域に計画的に工業を導入する「農村地域工業等導入促進法」が制定された。

さらに、最近における農業・農村をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、農村地域への導入を促進する産業の業種を全業種に拡大する必要があることから、平成 29 年 7 月 24 日に法改正され、名称が「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」とされた。

制度の目的（法 1 条）

- ① 農村地域への産業導入の計画的促進
- ② 農業従事者の導入産業への就業促進
- ③ 農業構造改善の促進

により

- ① 農業と産業の均衡ある発展
- ② 雇用構造の高度化

に資すること。

② 対象地域及び対象業種（法第 2 条）

・「農村地域」としての市町村の要件は

- ① 農業振興地域
- ② 振興山村
- ③ 過疎地域

を含む市町村。

ただし、

- ① 首都圏の既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域等
- ② 人口 20 万人以上の都市
- ③ 人口 10 万人以上で人口増加率が全国平均を超える都市

は除外される。

・対象業種は、全業種（市町村実施計画に導入する業種の記載が必要）

③ 計画制度の仕組み（法第 3、4、5 条）

国の定める基本方針、都道府県の定める基本計画、市町村の定める実施計画の三段階の構成となっている。

国：農村地域への産業の導入に関する基本方針

県：農村地域への産業の導入に関する基本計画

市町村：農村地域への産業の導入に関する実施計画

18 計画 54 地区（17 市町村）